

令和7年2月 回答分

手紙の概要	回 答
現在、認可保育施設に落選したため認可外保育施設に入園しているが、先日の手紙の回答に「認可施設への入所申込をしてください」と記載されていた。どうしたらいいのか。 また、こども家庭庁に確認したところ「認可外小規模保育園が連携施設設定を禁止する条項はない」との見解だった。市から提示された条例にも、認可外保育施設の連携施設の設定を禁止する記載は確認できなかった。連携施設設定できない根拠を示してほしい。	認可保育施設への申込をいただいているものの、保留という結果になっていることにつきまして、御心配をおかけしています。 一点目の、「認可保育施設への入所を希望される場合は、入所申込をしていただく必要がございます」についてですが、認可保育施設への入所については、児童福祉法に基づき市が利用調整を行うこととなっており、申請者ごとの保育の必要度について指数付けを行い、指数が高い方から入所決定を行う必要があります。現在、あなた様は令和6年度入所について、施設の空き状況や申込状況から保留となっており、希望施設において在園児の退園等があり、空きが出る場合には、申込をいただいている方の中で毎月の利用調整をしています。入所申込は年度ごとに必要になるため、あなた様は令和7年度の入所申込を現時点でされていませんので、来年度からの入所を希望される場合は、改めて申込をお願いするものです。 次に、二点目の、認可外小規模保育施設における連携施設の設定ができない根拠についてですが、御指摘のとおり、認可外保育施設における連携施設の設定について禁止する条項はありませんが、前回の回答の主旨は、「草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例」を根拠として、小規模保育事業者に連携施設の設定を求め認可をしているもので、認可外保育施設については、この条例の対象外であるため、連携施設の設定はできないと回答しました。誤解を招くような表現となっしまい、申し訳ございません。 また、認可保育施設への入所は、児童福祉法に基づき市が利用調整を行うこととなっているため、入所時に利用調整を必要としない認可外小規模保育施設から優先して認可保育施設へ利用調整することは、利用調整を経ずに認可保育施設へ入所可能とすることと同義となることから、児童福祉法に基づく利用調整の考え方にそぐわないこととなるため、この点からも、望ましくないものと考えています。 今後も、市民の皆様の保育ニーズを踏まえ、必要な就学前教育・保育の体制づくりや保育士の確保に取り組んでいきますので、御理解をお願いします。 【子ども未来部 幼児課】

令和7年2月 回答分

手紙の概要	回 答
市内に公園が少な過ぎる。公園があっても設備が古過ぎる。矢橋帰帆島公園も設備不具合で使えなくなり、一向に新しくなる気配がない。 子どもたちに喜ばれる公園づくりを迅速にお願いしたい。	草津市には昭和の時代に開発された住宅地の公園が多く、市街化を抑制している市街化調整区域には、公園が少ない傾向にあります。また、高度成長期に設置された公園が多いことから、毎年全遊具を対象に行っている点検でも老朽化の進行を確認しています。 更新の時期を迎えている遊具が増えていることに加え、お住まいになられている方々の世代も変化していることから、現在では、施設の更新を目的とする、既存の公園の再整備工事を中心に行っており、市内各所の新しい公園の整備にはなかなか着手できない状況でありますことを、何卒御理解をお願いします。 そのような中ですが、国の財政支援を受けながら、草津川跡地公園（区間6）や野路公園の新設の公園整備に取り掛かっているところであり、既存の公園としましても草津川跡地公園のd e 愛ひろば（区間5）、a i 彩ひろば（区間2）、ロクハ公園など多くの皆様に御利用いただいている広い公園もございますので、御利用いただければ幸いです。 なお、矢橋帰帆島公園の遊具につきましては、滋賀県で管理されていることから確認しましたところ、「新しい遊具に更新するための設計を現在進めており、設計ができ次第、令和7年度から段階的に整備したいと考えています。」とのことでした。滋賀県のホームページにもクラウドファンディングによる寄附金を募りながら進められている様子が書かれていますので御覧ください。 矢橋帰帆島公園に関する滋賀県ホームページのアドレスは下記のとおりです。 https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/oshirase/341085.html 草津市の公園に関するホームページのアドレスは下記のとおりです。 https://www.city.kusatsu.shiga.jp/citysales/koen/index.html 【建設部 公園緑地課】

令和7年2月 回答分

手紙の概要	回 答
雨上がりに鉄製雨水排水溝（幅約15cm、長さ10m）で滑り、自転車で転倒した。危険なため、改良してほしい。	御指摘いただいた雨水排水溝について、現地を確認したところ、雨水排水溝の構造に支障は見られませんでした。雨水排水溝の位置を確認しやすくするために、排水溝沿いに塗装を施し、注意喚起を図るとともに、排水溝に滑り止めを施しましたので、御理解をお願いします。 今後も、市で管理している道路について、お気づきの点や不具合がございましたら、道路課まで御連絡をお願いします。 【建設部 道路課】
JR草津駅東口付近の路上に、吐しゃ物が放置されていることが多い。衛生的にはもちろん、暑い時期は匂いや虫の被害も気になると思う。 路上の清掃頻度を上げるか、飲食店に清掃を呼び掛けるかしてほしい。	JR草津駅周辺の道路につきましては、市道をはじめ、県道や私道などそれぞれの管理者が維持管理をしているところであり、本市では、市で管理している市道および駅前広場の補修や清掃等に努めているところです。 御要望いただきました件につきましては、御指摘いただいた店舗利用者が起因する事案でもあり、原因者が発覚している場合は、原則原因者の責任のもと、清掃などの必要な対応をお願いしているところではありますが、必要に応じて、ゴミの散乱、ふん害なども含めて道路上の汚れ等の清掃を適宜実施させていただきます。 なお、各飲食店におきましても、草津商工会議所等の関係団体を通して、改めて事業者や利用者など、それぞれの立場での注意喚起を行っていきますので御理解をお願いします。 【建設部 道路課】